

# 1. 入院基本料に関する事項

## <3病棟 一般病棟入院基本料>

◎看護職員(看護師及び准看護師) 10対1

1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

## <4病棟 回復期リハビリテーション病棟入院料2>

◎看護職員(看護師及び准看護師) 13対1

1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。
- 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。

**◎看護補助者(みなし看護を含む) 30 対 1**

**1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。**

- 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。**

**<5病棟 回復期リハビリテーション病棟入院料2>**

**◎看護職員(看護師及び准看護師) 13 対 1**

**1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。**

- 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。**
- 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。**
- 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。**

**◎看護補助者(みなし看護を含む) 30 対 1**

**1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。**

- 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。**